

# 目 次

## I 基本的な考え方

1 「佐賀市人権教育・啓発基本方針」の見直しについて .....	1
2 基本理念 .....	2
(1) 基本理念 — 共生社会の実現 .....	2
(2) 目標 — 人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築） .....	3
(3) 基本姿勢 — 生涯を通じた人権教育・啓発 .....	3
3 基本方針の性格 .....	4
4 人権をめぐる国内外の動向 .....	4
(1) 国際的な動向 .....	4
(2) 国内の動向 .....	6
(3) 県の動向 .....	8
(4) 市の動向 .....	9

## II 人権施策の推進方向

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 .....	10
(1) 教育・保育施設 .....	10
(2) 学校 .....	11
(3) 家庭 .....	13
(4) 地域 .....	14
(5) 企業 .....	14
2 特定職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進 .....	16
(1) 市職員等 .....	16
(2) 教職員等 .....	16
(3) 社会教育関係者 .....	16
(4) 医療・保健関係者 .....	17
(5) 福祉関係者 .....	17
(6) マスメディア関係者 .....	18
3 人権教育・啓発の効果的推進 .....	19
(1) 人材の育成と資質の向上 .....	19
(2) 教材・学習プログラムの活用 .....	19
(3) 学習内容の充実 .....	20
(4) 総合的なネットワークづくり .....	20
4 相談・支援・救済の推進 .....	22

### Ⅲ 分野別施策の推進

1	同和問題	23
2	女性の人権問題	28
3	子どもの人権問題	35
4	高齢者の人権問題	40
5	障がいのある人の人権問題	45
6	外国人の人権問題	51
7	患者等の人権問題	54
	(1) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等	54
	(2) ハンセン病元患者等	55
	(3) 難病患者等	56
	(4) がん患者	56
8	犯罪被害者等の人権問題	57
9	性的指向・性自認等に関する人権問題	60
10	インターネットによる人権侵害	61
11	人権に関する様々な課題	63
	(1) 刑を終えて出所した人の人権問題	63
	(2) ホームレス等生活困窮者の人権問題	63
	(3) 北朝鮮当局による拉致問題	64
	(4) 人身取引に関する人権問題	65
	(5) 災害に起因する人権問題	65
	(6) 個人情報に関する人権問題	66
	(7) その他の人権課題	66

### Ⅳ 推進体制等

1	庁内での推進体制	67
2	国・県・市町・関係団体等との連携	67
3	市民・企業・市民活動団体等との連携	67
4	評価と見直し	68

資料		69
	○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	69
	○佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	70

「障害」の「害」のひらがな表記について

障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この「基本方針（改訂版）」においては、人や人の状態を表す場合などに「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などに基づく制度や事業などの名称については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。